

第7 消防機関へ通報する火災報知設備

(既存の防火対象物等に対する消防機関へ通報する火災報知設備の設置の特例基準の適用について)

問1 平成8年4月1日における既存の防火対象物に対する消防機関へ通報する火災報知設備の設置の特例については、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月26日付消防予第22号。以下「22号通知」という。)3に示されているところであるが、次に掲げるものについて、22号通知3(1)アの「これらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物」として取り扱うこととしてさしつかえないか。

- (1) 用途 令別表第1(6)項イ
- (2) 病床数 25
- (3) 使用形態 人工透析を行う通所施設で、夜間は無人となる。

答 お見込みのとおり。(平成8年9月2日付消防予第172号)

【参考】

- 「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付消防予第22号)

3 既存の防火対象物に係る特例について

(1) 平成8年4月1日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事
中の防火対象物については、平成10年3月31日までに、令第23条第1項に基づき、消防機関へ通報する
火災報知設備を設置することが必要とされているが、このうち次に掲げるものに該当するものにあつては、令
第32条を適用し、当該設備を設置しないことを認めてさしつかえないものであること。

ア 次のいずれかに該当する防火対象物又はこれらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物であつて、消
防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報
内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とす
ること。以下同じ。)が明示されているもの

- (ア) 令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの
- (イ) 令別表第1(6)項イのうち、病床が19以下であるもの
- (ウ) 令別表第1(6)項ロのうち、通所施設であるもの

イ ア以外の防火対象物であつて、次のすべての要件に該当するもの

- (ア) 消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人がいる場所に設置されていること。
- (イ) 電話の付近に通報内容が明示されていること。
- (ウ) 定期的に通報訓練が行われていること。
- (エ) 夜間においても火災初期対応を行うために所要の人数の勤務員が確保されていること。

ウ ア又はイ以外の防火対象物であつて、既に、火災通報装置と同程度の機能を有すると認められる装置が設
置されているもの

(2) 平成8年4月1日以降、令第23条第1項の規定に基づき、新たに消防機関へ通報する火災報知設備を設置
することとなる防火対象物のうち、(1)ア又はイに掲げるものに該当するものにあつては、(1)と同様に取
り扱ってさしつかえないものであること。

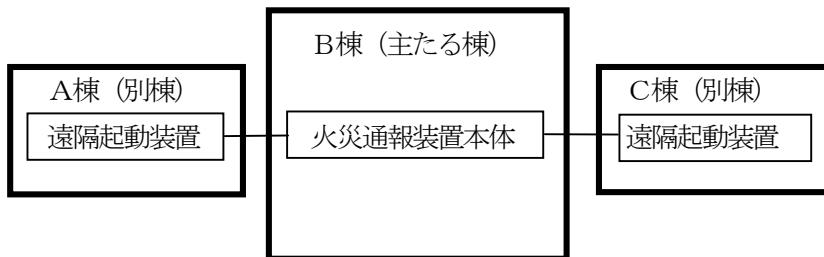
● 「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成27年3月27日付消防予第130号)

4 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係(令第23条関係)

(4) 「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付け消防予第22号)の「3 既存の防火対象物等に係る特例について」による令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に対する特例の適用は廃止すること。(略)

(火災通報装置の設置方法について)

問2 同一敷地内に存する複数の防火対象物(いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務あり。)について、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟(以下「別棟」という。)に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置する場合には、別棟について令第32条の規定を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているものと同等として取り扱ってよいか。



答 次に掲げる要件に適合する場合に限り、お見込みのとおり。

- ① 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置(以下「代替遠隔起動装置」という。)の位置は、防災センター等(常時人がいる場所に限る。)に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の目にふれやすく、かつ、火災に際しすみやかに操作することができる箇所及び防災センター等(有人のときには人がいる場所に限る。)に設置することをもって代えることとすることができる。
- ② 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。
- ③ 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。(平成9年2月26日付消防予第36号)

(消防用設備等に係る執務資料の送付について)

問3 携帯電話は令第23条第3項に規定する「消防機関へ常時通報することができる電話」に含まれるか。

答 含まれない。(平成15年9月9日付け消防予第232号)